



原 対 第 1 1 0 号
令和 4 年 5 月 1 9 日

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

茨城県防災・危機管理部長

**三菱原子燃料（株）における加工施設分析設備等の施工に関する
不適切事案について（厳重注意）**

貴社のウラン加工施設において、原子力規制庁に対する設計及び工事の計画の認可申請にない工事を行った上に、原子力規制庁による検査に対しても事実と異なる説明を行い、意図的な文書の差し替えを行っていたことについて、5月18日の第10回原子力規制委員会にて報告された。

本件は、安全の確保を最優先とすべき原子力事業者において法令順守意識が欠如していると言わざるを得ず、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾である。

ここに厳重に注意するとともに、新規制基準対応工事における品質管理体制の強化並びに社内における法令順守意識の徹底に向けた体制の再構築を図るなど、再発防止対策を確実に講じるよう強く要請する。

ついては、事案の詳細及び再発防止対策の内容について、令和4年6月1日（水）までに、報告することを求める。